

# 雲仙市移住促進空き家

## リフォーム補助金



空き家バンクへ登録された物件で売買または賃貸借契約が結ばれる空き家の改修に係る費用の一部を助成します。

### ◆対象工事

- ①台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修工事及びこれらに付随する備品の購入
- ②内装、屋根、外装等の改修工事

### ◆補助額

対象事業費の1/2相当額、上限50万円

### ◆対象物件

以下のすべてに該当する物件が対象となります。

- 居住を目的に建築された戸建て住宅
- 玄関、トイレ、台所及び居室を有する建物
- 空き家等情報登録制度（空き家バンク制度）へ登録された物件で市外からの移住者と売買または賃貸借する物件

### ◆対象者

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- 市外からの移住希望者と売買または賃貸借契約を締結する空き家所有者。（賃貸できる権利を有する方）
- 市外から空き家を購入または賃借する空き家利用希望者で5年以上定住し、自治会に加入を誓約する者。

（申請時点で転入から2年以内の利用希望者も対象。）

※上記の対象者で3親等以内の親族間において、賃貸借契約を締結する場合は対象外となります。

### 対象外工事

- 外溝工事（車庫、物置など住宅建築物以外工事）
- 冷蔵庫、エアコン、コンロ、家具等の備品購入

### ◆問合せ・申請先

雲仙市 地域づくり推進課 TEL:0957-38-3111

### ▲事業の流れ▲

- ①業者の見積り
- ↓
- ②申請書の提出
- ↓
- ③審査・交付決定
- ↓
- ④工事の実施  
※事業内容の変更等がある場合には変更申請が必要です。
- ↓
- ⑤工事の完了
- ↓
- ⑥実績報告書の提出
- ↓
- ⑦審査
- ↓
- ⑧補助金の確定
- ↓
- ⑨補助金の請求
- ↓
- ⑩補助金の交付

※次の場合には補助金の交付を取り消し、返還していただく場合があります。

- 入居者が5年以内に転居した場合。
- 提出書類に偽り、不正があった場合。

## 申請手続き書類

- 補助金交付申請 **※必ず『着工前』に、『交付決定』を受けてください！！**  
雲仙市移住促進空き家リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に以下の①～⑦の書類を添えて提出してください。
  - ①対象事業の実施に要する経費の見積書の写し
  - ②対象事業の実施前の写真
  - ③定住誓約書（空き家利用希望者に限る。）
  - ④承諾書（空き家利用希望者に限る。）
  - ⑤自治会加入誓約書（空き家利用希望者に限る。）  
既に加入している場合には、自治会加入証明書を添付ください。
  - ⑥未納がない証明書または調査承諾書  
（雲仙市に住所がない方は、現在お住まいの市役所等から「未納がない証明書（完納証明書など）」を取得ください。）
  - ⑦市長が必要と認める書類（必要に応じて添付）

• 交付決定

※交付決定以前に行う工事は対象となりません。

• 工事の実施

※事業の内容に変更がある場合には変更申請書の提出が必要です。  
※工事費は、申請者において支払った後に、補助金を交付いたします。

- 実績報告  
**※必ず『令和4年3月31日』までに『確定通知』を受けてください！！**  
雲仙市移住促進空き家リフォーム補助金実績報告書に以下の①～④の書類を添えて提出してください。
  - ①空き家の賃貸借契約書の写し
  - ②対象事業に要した経費の支払いを証明する書類の写し（領収書）
  - ③対象事業実施後の写真
  - ④住民票の写し（空き家利用者に係るもの）
  - ⑤その他市長が必要と認める書類（必要に応じて添付）

• 補助金の確定

- 補助金請求（補助金交付請求書を提出ください。）

• 補助金の交付